



改正後

個⑥009 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書【裏面】

「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」の記載例

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → 事業所得用  
譲渡所得用  
雑所得用

氏名 ○ ○ ○ ○

取 引 の 内 容	種 類	㉑	㉒	㉓	合 計 (㉑から㉓までの計)
		〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
決 済 の 日	決 済 年 月 日	XX・XX・XX	00・00・00	△△・△△・△△	
決 済 の 方 法	決 済 の 方 法	仕切	仕切	仕切	
入 金 額	差金等決済に係る利益又は損失の額	① 2,620,000	△ 300,000	90,000	2,410,000
	譲渡による収入金額(※)	②			
	その他の収入	③			
	計(①+②)又は(②+③)	④ 2,620,000	△ 300,000	90,000	2,410,000
必 要 経 費	手数料等	⑤ 166,000	83,000	240,000	489,000
	②に係る取得費	⑥			
	消費税率等	⑦ 8,300	4,150	12,000	24,450
	計(⑦から⑩までの計)	⑩ 8,300	4,150	12,000	24,450
計(⑤+⑥)又は(⑥+⑩)	⑪ 174,300	87,150	252,000	513,450	
所得金額(④-⑪)	⑫ 2,445,700	△ 387,150	△ 162,000	1,896,550	

(※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

①、④及び⑦欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。

①から③の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

⑦の本年の総額の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、⑩の本年の総額の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときは、「平成〇〇年分の所得税の〇〇申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」も併せて作成してください。

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の④(申告書第三表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑩(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑩)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑩(申告書第三表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑩)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑩(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑩)に「0」と書いてください。

- 事業所得用又は雑所得用としてこの明細書を作成する場合は次によります。
- ①から③の各欄は、差金等決済ごとに記載してください。
  - 「種類」欄には、先物取引の内容に応じて、次のように記載してください。
    - 商品先物取引等
      - 差金等決済を行った商品取引所及び商品名について、東穀とうもろこし、東京金、中部大阪ガソリン、NYMEX原油のように記載してください。
    - 金融商品先物取引等
      - 差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、東証TOPIX、東証銀行業、東証中国OP-c、大証日経300OP-p、大証ダウ、為替証拠金米ドル/円、円3ヵ月金利、円3ヵ月金利OP、CME日経225先物(円建て)のように記載してください。
    - カバードワラントの取得
      - カバードワラントの差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、大証日経平均株価、大証ハンセン指数OPのように記載してください。
  - 「決済年月日」欄には、先物取引の差金等決済をした年月日を記載してください。
  - 「数量」欄には、差金等決済をした先物取引の数量を記載してください。
  - 「決済の方法」欄には、先物取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載してください。
  - 「差金等決済に係る利益又は損失の額」①欄には、先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載してください。なお、損失が生じた場合には、赤書き(△印)してください。
  - 「手数料等」⑤欄には、手数料等の額を記載してください。
- (注)事業所得・雑所得用としてこの明細書を作成する場合には、②欄及び⑥欄への記載は必要ありません。
- カバードワラントの譲渡所得用としてこの明細書を作成する場合は、上記の事業所得又は雑所得用の記載方法に準じて記載するほか、次によります。
- 「譲渡による収入金額」②欄には、カバードワラントの譲渡による収入金額を記載してください。
  - 「手数料等」⑤欄には、その譲渡のための手数料等の額を記載してください。
  - 「②に係る取得費」⑥欄には、その譲渡に係る購入価額、その購入のための手数料等の額を記載してください。

改正前

個⑥009 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書【裏面】

「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」の記載例

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → 事業所得用  
譲渡所得用  
雑所得用

氏名 ○ ○ ○ ○

取 引 の 内 容	種 類	㉑	㉒	㉓	合 計 (㉑から㉓までの計)
		〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
決 済 の 日	決 済 年 月 日	XX・XX・XX	00・00・00	△△・△△・△△	
決 済 の 方 法	決 済 の 方 法	仕切	仕切	仕切	
入 金 額	差金等決済に係る利益又は損失の額	① 2,620,000	△ 300,000	90,000	2,410,000
	譲渡による収入金額(※)	②			
	その他の収入	③			
	計(①+②)又は(②+③)	④ 2,620,000	△ 300,000	90,000	2,410,000
必 要 経 費	手数料等	⑤ 166,000	83,000	240,000	489,000
	②に係る取得費	⑥			
	消費税率等	⑦ 8,300	4,150	12,000	24,450
	計(⑦から⑩までの計)	⑩ 8,300	4,150	12,000	24,450
計(⑤+⑥)又は(⑥+⑩)	⑪ 174,300	87,150	252,000	513,450	
所得金額(④-⑪)	⑫ 2,445,700	△ 387,150	△ 162,000	1,896,550	

(※)上場カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で同条第16項に規定する金融商品取引所に上場されているもの(同条第22項第4号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限ります。))をいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

①、④及び⑦欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。

①から③の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

⑦の本年の総額の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、⑩の本年の総額の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときは、「平成〇〇年分の所得税の〇〇申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」も併せて作成してください。

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の④(申告書第三表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑩(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑩)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑩(申告書第三表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑩)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑩(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑩)に「0」と書いてください。

- 事業所得用又は雑所得用としてこの明細書を作成する場合は次によります。
- ①から③の各欄は、差金等決済ごとに記載してください。
  - 「種類」欄には、先物取引の内容に応じて、次のように記載してください。
    - 商品先物取引
      - 差金等決済を行った商品取引所及び商品名について、東穀米国大豆、東京金、大阪ゴム指数、東穀粗糖OP-cのように記載してください。
    - 金融商品先物取引等
      - 差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、東証TOPIX、東証銀行業、東証中国OP-c、大証日経300OP-p、大証ダウ、為替証拠金米ドル/円、円3ヵ月金利、円3ヵ月金利OPのように記載してください。
    - 上場カバードワラントの取得
      - 上場カバードワラントの差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、大証TOPIX、大証日経平均株価、大証ハンセン指数OPのように記載してください。
  - 「決済年月日」欄には、先物取引の差金等決済をした年月日を記載してください。
  - 「数量」欄には、差金等決済をした先物取引の数量を記載してください。
  - 「決済の方法」欄には、先物取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載してください。
  - 「差金等決済に係る利益又は損失の額」①欄には、先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載してください。なお、損失が生じた場合には、赤書き(△印)してください。
  - 「手数料等」⑤欄には、手数料等の額を記載してください。
- (注)事業所得・雑所得用としてこの明細書を作成する場合には、②欄及び⑥欄への記載は必要ありません。
- 上場カバードワラントの譲渡所得用としてこの明細書を作成する場合は、上記の事業所得又は雑所得用の記載方法に準じて記載するほか、次によります。
- 「譲渡による収入金額」②欄には、上場カバードワラントの譲渡による収入金額を記載してください。
  - 「手数料等」⑤欄には、その譲渡のための手数料等の額を記載してください。
  - 「②に係る取得費」⑥欄には、その譲渡に係る購入価額、その購入のための手数料等の額を記載してください。